

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2018年（平成30年）May 5月号

平成30年度鹿児島労働局行政運営方針について



藤の花（鹿児島市）

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成30年度鹿児島労働局行政運営方針について	2～7
鹿児島労働局幹部着任挨拶	8～9
平成29年の 労働基準監督署における申告監督実施状況について	9
「人生100年時代」“働き方改革の方向は”	10
平成30年度労働保険年度更新手続のお知らせ	11～12
労務管理あれこれ ～休日能力向上目指し研修、賃金の支払い必要か～	13
鹿児島県最低賃金総合相談支援センター閉所のお知らせ	13

平成30年度における 新規高等学校卒業者の採用に係る日程等について	14
平成30年 業種別死傷災害発生状況（3月末速報値）	14
アルバイトの労働条件を確かめよう！ キャンペーンの実施について	15
競輪補助事業完了のお知らせ	15
ビジネスセミナー「労働塾」のご案内 ～働き方改革関連法が実務に与える影響～	16～17
平成30年6月の講習開催のご案内	18

さくらじま

という私の気持とは裏腹に殆ど故障もなく、ここまで期待以上の働き方をしてくれている。早め早めのメンテナンスのお蔭かもしれないが、まだまだ付き合えそうな感じである。

◆愛車から降りると、園内の梅の香りが漂ってくる。今年の冬は例年になく寒かったが、ようやく春の訪れを感じる時期の到来である。春を告げる木として一般的な開花は梅、桃、桜の順のようだが、色合いの濃いのも梅・桃・桜のようである。初春の、虫が動き始めた頃に咲く花や木は虫に気づいてもらうために、色も濃く、香りも強いらしい。花や木も生き残りを賭けた自己アピールが必要なのであろう。心を和ませてくれる木や花も見方を変えると厳しい自然環境の中で生き残ってきた力強さを感じる。

◆昨年、企業の人手不足がさかんに叫ばれているが、将来の人工知能（AI）の活用で人が担う仕事は減ると見られる。一方で働き手にも高い専門性を求めるようになり、優秀な人材を獲得する企業の動きが活発化している。

考えてみると、優秀な人材と見られた人も大変である。常に高いレベルの仕事と結果を求められて、心に余裕を持っていないのではないかな。

◆ところで、自分自身のこれまでに振り返ってみると、愛車に施してきたようなメンテナンスをしてこなかったし、梅、桃、桜のような力強さもない。能力向上の継続的な取組をした記憶もない。最近は何かと故障（？）も多いうように感じて、翌日に疲労感も残るようになった。

◆さて、私も定年まであと1年となった。これまで大きな病気もなく、ここまで働けてこれた心と身体に感謝したい。これから1年、これまでどほーとしてきた分、働くことや生きることの意味を改めて考えながら、心身のメンテナンスを欠かさないように過ごしたいと思うこの頃である。

労働行政のあらまし（平成30年度 鹿児島労働局行政運営方針）

鹿児島労働局雇用環境・均等室

働き方改革と女性活躍の推進のために

●長時間労働の抑制等の推進

【目標】年間総実労働時間を減少させるため、県内の主要企業の経営トップへの働きかけを強力に行っていく

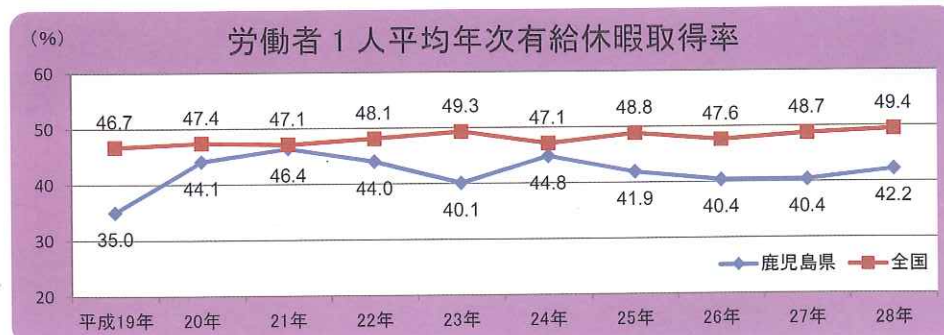
- ① 働き方・休み方を見直し効率的な働き方を進めていくため、「働き方改革推進本部」のもと、主要企業の経営トップ等に対する働きかけ等を引き続き実施します。
- ② 中小・小規模事業者等に対して、「鹿児島働き方改革推進支援センター」を通じた相談支援を行うとともに、金融機関と連携し、助成金の活用等による支援を行う。また、他の企業の参考となるよう取組事例を「働き方・休み方改善ポータルサイト」に掲載し、情報発信を行います。

- ③ 地方公共団体及び労使等の関係者からなる「鹿児島県のよりよい雇用・労働環境実現に向けた政労使会議」を開催し、関係者との連携の下、地域の実情に応じた働き方改革を進めます。

- ④ 「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、労働時間等の設定の改善のための助言・指導、改善に取り組む中小企業に対する助成を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しを支援します。



※上記はパート労働者を除いた、いわゆる正社員の実労働時間



●雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保対策の推進

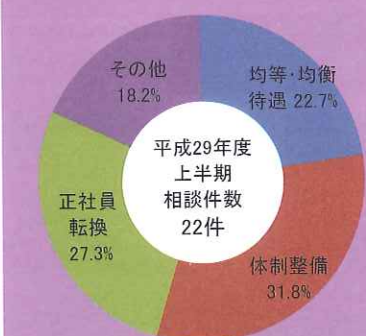
【目標】法令違反等における期限内の是正割合 90%以上

- ① 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保に向けて、「鹿児島働き方改革推進支援センター」を通し、企業への助言、セミナーの実施等を行うことにより非正規雇用労働者の待遇改善を推進します。

また、キャリアアップ助成金等の活用による非正規労働者の正社員転換・待遇改善を促進するとともに、同一労働同一賃金に関する内容が盛り込まれた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が成立した場合には、説明会を開催するなど、あらゆる機会を通じて、改正内容の周知広報等に取り組みます。

- ② パートタイム労働者について、均等・均衡待遇及び正社員転換推進措置が図られるよう、パートタイム労働法の履行確保を図ります。

パートタイム関係相談状況



●労働契約法に基づく「無期転換ルール」への対応

労働契約法に基づく有期労働契約の無期転換の申込みが、平成30年4月以降本格的に発生することを踏まえて、周知徹底、導入支援、相談支援を行い、無期転換ルールへの円滑な運用を図ります。

●女性活躍推進対策

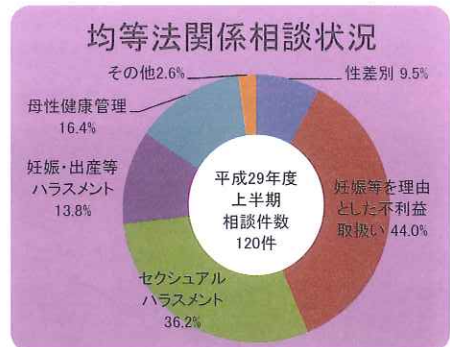
【目標】法令違反等における期限内の是正割合 90%以上

義務企業からの届出率 100%維持、認定取得企業を1社以上追加

① 労働者が性別により差別されことなく、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにするため、男女雇用機会均等法関係法令の履行確保を行政指導等により徹底します。特に妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いやハラスメント等を受けることがないように周知並びに指導を行います。

② 「女性活躍推進法」に基づいて策定された一般事業主行動計画について、企業による着実な取組がなされるよう、また、えるぼし認定に向けた取組が進むよう積極的に働きかけます。

また策定・届出等が努力義務となっている300人以下の企業について、助成金等の活用により取組を促します。努力義務企業から積極的に行われるなど着実な取組がなされるよう支援します。



女性活躍推進認定マーク「えるぼし」



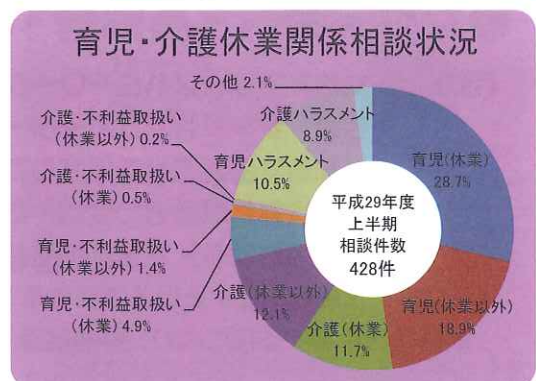
●職業生活と家庭生活の両立支援対策

【目標】法令違反等における期限内の是正割合 90%以上

義務企業からの届出率 100%維持、認定取得企業を2社以上追加

① 非正規労働者を含めた男女労働者が、仕事と育児・介護の両立ができる職場環境を整備するため、行政指導等により平成29年10月1日に施行された改正育児・介護休業法の履行確保を図ります。さらに、育児休業などを理由とする不利益取扱いを受けることがないように周知・指導を行います。

② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について、各企業の実態に即した策定を促進するとともに、多くの企業がくるみん認定及びプラチナくるみん認定を目指した取組を進めるよう、積極的な働きかけを行います。また、助成金等の活用により、仕事と育児・介護の両立支援のための取組を推進している企業を支援します。



認定マーク「くるみん」



特例認定マーク「プラチナくるみん」



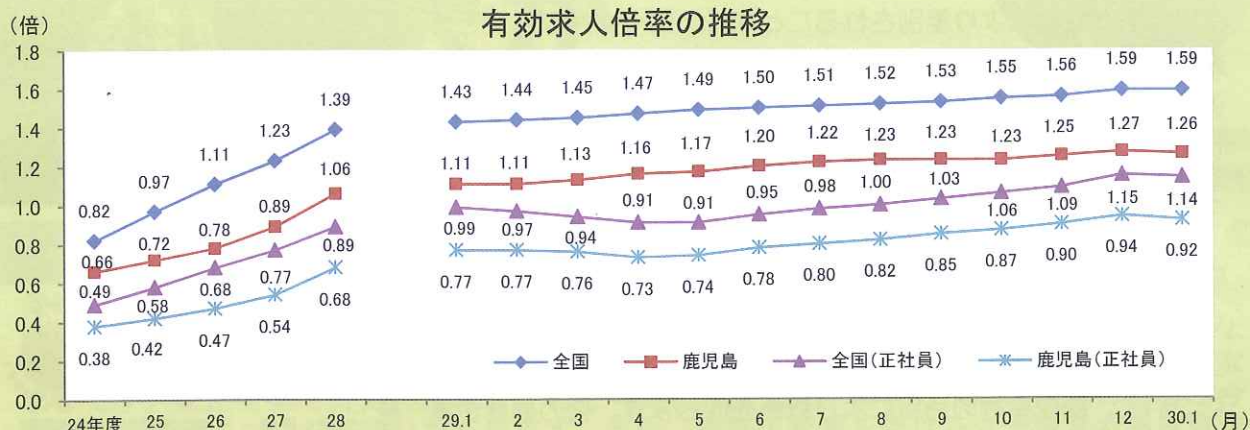
多様な方々の雇用の安定の実現のために

●ハローワークのセーフティーネットとしての機能の強化

【目標】就職件数（常用）35,520件 充足件数（常用）34,394件 雇用保険受給者の早期再就職件数 9,576件
求職者支援訓練受講修了者の雇用保険適用就職率 基礎コース 55%、実践コース 60%

① 雇用失業情勢は引き続き改善傾向にあるものの、依然全国平均を下回っていることから、求人者の人材ニーズを的確に把握し、求職者が応募しやすい求人条件や求人票の記載内容に係る助言・援助を行うなど良質求人の確保に努めるとともに、求人開拓の強化や未充足となっている求人に対するフォローアップ、求人条件緩和指導に取り組みます。

- ② 求職者に対して予約制・担当者制を積極的に活用するなどきめ細かな就職支援を行うとともに、求職者に対する相談窓口への誘導強化や、潜在的利用者の掘り起こし等に努めます。また、雇用保険受給資格者については、認定後の相談窓口への誘導強化など早期再就職に向けた支援の推進に取り組みます。
- ③ 雇用保険制度の健全な運用に努めるとともに、マイナンバーを含む個人情報漏えい等の防止の観点からも雇用保険関係届出書の積極的な電子申請の利用促進に取り組みます。
- ④ 職業訓練に関する的確な情報提供と訓練受講希望者へのジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを行うとともに、訓練受講者に対する安定した就職の実現に向けて積極的な就職支援に取り組みます。



●女性・若者・高齢者・障害者等の多様な働き手の参画の推進

【目標】《女性》マザーズハローワーク事業における重点支援対象者の就職率 71.9%

《若者》学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数 2,965 件

《高齢者》生涯現役支援窓口での 65 歳以上の就職件数 191 件

《障害者等》障害者の就職件数 1,945 件

《生活困窮者等》生活保護受給者等の就職件数 1,250 件

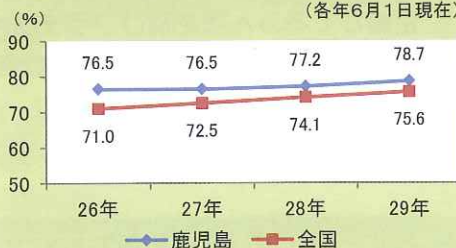
- ① 《女性》児童を扶養する母子家庭の母等について、地方公共団体に安定所の臨時相談窓口を設置する等により、早期就職の促進を図るとともに、求職者の希望に適合する仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓を強化するほか、託児付きセミナーなど求職者のニーズに応じた支援に取り組みます。
- ② 《若者》若者の雇用管理の状況などが優良な「ユースエール認定企業」の拡大を中心とした県内企業の積極的な情報発信や、県外に進学した大学生に向けた、県と協力した都市圏での県内企業説明会の開催等により、UI ターンによる県内就職の促進及び若年者の職場定着促進に取り組みます。
- ③ 《高齢者》生涯現役社会の実現に向け、65 歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組みます。
- ④ 《障害者等》平成 30 年 4 月 1 日から、障害者雇用義務の対象として精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率が引き上げられることから、障害者雇用の充実・強化を図るため、安定所と関係機関等が連携してのチーム支援、就職面接会、精神・発達障害者しごとサポーターの養成講座の実施等、障害者・難病者の就職促進に取り組みます。また、がん患者等について、就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院等との連携に取り組みます。

認定マーク



希望者全員 65 歳以上まで働ける企業割合の推移

(各年6月1日現在)



障害者実雇用率の推移(民間)

民間の法定雇用率 2.0% (各年6月1日現在)



- ⑤《生活困窮者等》関係各団体、特に自治体と労働局・安定所とが緊密な連携を図り、チーム支援体制で対象者の状態像に応じた職業紹介等の就労支援を実施し、就労実現による自立支援に取り組みます。

●地域のニーズに対応した雇用の推進

- ① 人手不足分野の人材確保のために、人材確保等支援助成金の周知や活用促進を図るとともに、雇用管理改善促進に係る取り組みの実施により「魅力ある職場づくり」を推進します。
- ② 地方創生を推進し、国と地方自治体が一体となって総合的に雇用対策に取り組むために締結した「雇用対策協定」に基づく事業を推進します。

●生産性向上、賃金引上げのための支援

- ① 人事評価制度や賃金制度の整備を通じて生産性向上を図り賃金アップ等を実現した企業に対する助成など、雇用管理改善に取り組む事業主に対して支援を行います。
- ② 雇用関係助成金については、一部の助成金において、生産性を向上させた企業に対する割増助成を実施します。

●公的職業訓練業務の推進

- ① 公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング ～急がば学べ～」について、関係機関と連携の上、周知・広報に努め、制度の活用促進を図ります。
- ② 関係機関と連携して職業訓練ニーズの把握を行い、鹿児島県地域訓練協議会において公的職業訓練の地域職業訓練実施計画を策定し、効果的な実施の推進に努めます。

安心して安全に働ける労働環境の確保のために

●働き過ぎ防止に向けた取組の推進

【目標】説明会での労働時間適正把握ガイドラインの周知を30会場以上

長時間労働による過労死など心身の健康障害を発生させないように、以下の取組を行います。

- ① 月80時間超の時間外・休日労働が疑われる企業等への立入調査を徹底するとともに、違法な長時間労働に係る是正指導段階での企業名公表など、企業全体に対する指導を徹底します。
- ② 36協定の適正な締結の指導を徹底します。同協定の未届事業場に対しては、民間事業者と連携し、相談指導等を実施します。
- ③ あらゆる機会を通じて「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知します。
- ④ 11月を「過重労働解消キャンペーン」(仮称)期間として、長時間労働の抑制等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等に取り組みます。

平成29年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督結果

- (1)重点監督の実施事業場:64事業場(違反51事業場、79.7%)
- (2)主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの:31事業場(48.4%)
- ② 賃金不払残業があったもの:7事業場(10.9%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:7事業場(10.9%)

●労働条件の確保・改善対策

- ① 適正な労働条件で安心して働ける環境をつくるため、基本的労働条件の枠組み及び管理体制を確立し、定着させるよう労働基準法等の遵守の徹底を図ります。また、重大又は悪質な事案は、書類送検を行うなど厳正に対処します。
- ② 解雇、賃金不払等に関する申告事案は、その早期の解決のため迅速かつ適切に対応します。
- ③ 賃金不払残業を防止するため、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進します。

●最低賃金制度の適切な運営

【目標】市町村広報誌等の掲載率を90%以上

- ① 鹿児島県で適用される最低賃金の周知・徹底と、その着実な履行確保に取り組みます。
- ② 最低賃金の履行確保上問題のある業種等を重点に監督指導等を実施し、遵守の徹底を図ります。

鹿児島県の最低賃金

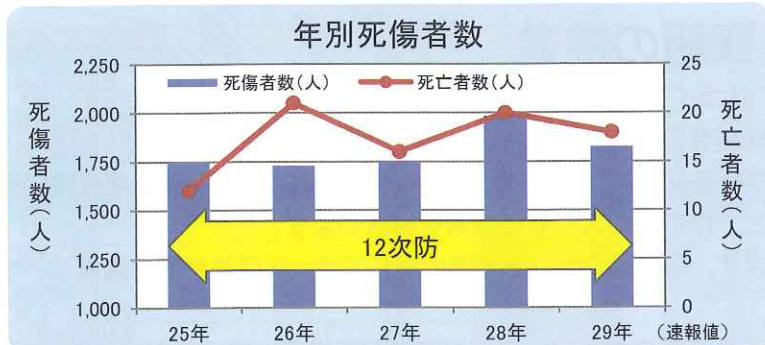
最低賃金の種類		最低賃金額（時間額）	効力発生日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金	737円	平成29年10月1日
特定（産業別）最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	765円	平成30年1月6日
	自動車（新車）小売業	799円	平成29年12月22日

最新の最低賃金額は最低賃金テレフォンサービスで確認できます TEL 099-223-8881

●労働災害の防止対策

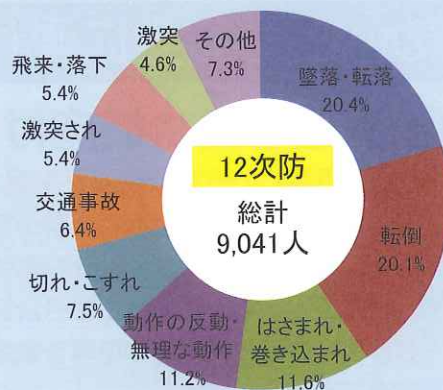
【目標】死傷者数を平成29年の1%以上減

近年、労働災害が増加傾向にあることから、第13次労働災害防止計画に基づき、災害が多発している業種及び事故の型に着目して、労働災害防止団体や業界団体との連携、県・市町村への働きかけ等により、具体的な災害防止対策の指導やリスクアセスメントの実施促進を図ります。



事故の型別死傷者数

（平成29年12月末速報値）

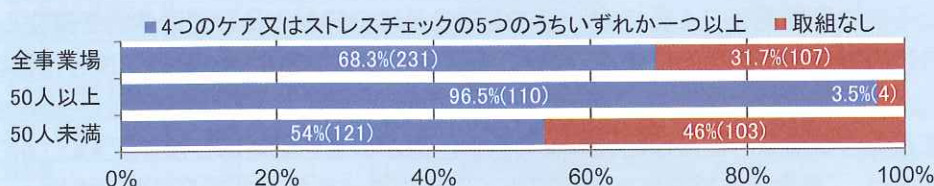


●職場におけるメンタルヘルス対策等

【目標】ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を47%以上

ストレスチェックについて、高ストレス者を医師の面接につなげることを始めとするメンタルヘルス不調未然防止のための取組のほかストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善及びこれらストレスチェックに係る取組の促進により、メンタルヘルスの「4つのケア」の普及を促進し、総合的なメンタルヘルス対策の推進を図ります。また、治療と仕事の両立支援の取組の促進を図ります。

平成29年度県内事業場メンタルヘルス対策の取組実施率（自主点検結果）



※「4つのケア」とは、労働者によるストレスの気づき等（セルフケア）、管理監督者による環境改善等（ラインケア）、相談窓口の設置等事業場内産業保健スタッフ等によるケア、医療機関等事業場外資源によるケアのことをいいます。

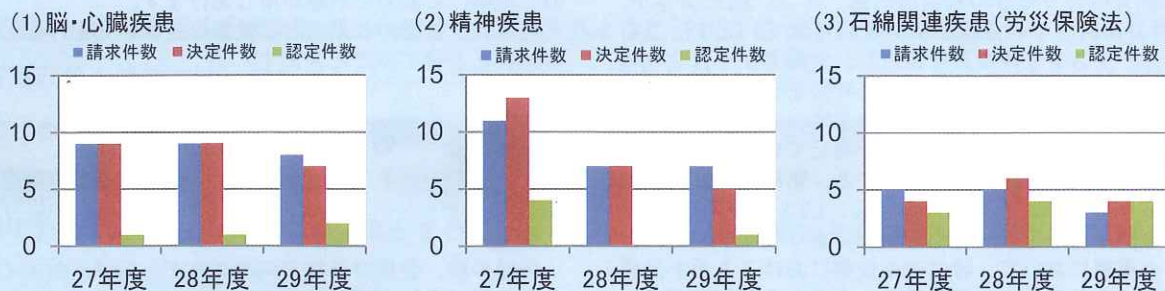
●労災保険給付の迅速・適正な処理

【目標】社会的関心が高く、複雑困難な事案（※）について、請求件数以上を決定

※ 脳・心臓疾患、精神疾患及び石綿関連疾患（労災保険法）に関する事案

労災補償行政の使命である迅速・適正な補償・救済的確な実施について、今後とも取り組みます。特に社会的関心が高く複雑困難な事案が多い脳・心臓疾患事案、精神障害事案及び石綿関連疾患事案等については、認定基準等に基づき、より一層の迅速・適正な事務処理を推進します。

社会的関心が高く、複雑困難な事案の労災補償状況（主なもの）



注1 平成29年度の件数は、平成30年1月末現在。

注2 決定件数等は、当該年度に業務上又は業務外の決定などを行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

注3 認定件数は、当該年度に業務上の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

紛争の未然防止と早期解決のために

●個別労働関係紛争の解決の促進

【目標】助言・指導の申出件数及びあっせんの参加率を前年度以上

総合労働相談コーナーにおいて、労働関係の相談にワンストップで対応し、適切な情報提供・アドバイスを行うことにより、個別労働紛争の未然防止を図ります。また、紛争に対しては、助言・指導、あっせんの利用を積極的に勧奨し、適正かつ迅速な解決を図ります。

なお、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い等の個別労働紛争については、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく、調停等による紛争解決の援助を図ります。

総合労働相談コーナー

鹿児島労働局雇用環境・均等室内
TEL 099-223-8239
各労働基準監督署内
鹿児島 TEL 099-214-9175
川内 TEL 0996-22-3225
鹿屋 TEL 0994-43-3385
加治木 TEL 0995-63-2035
名瀬 TEL 0997-52-0574

●総合的ハラスメント対策の一体的実施

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや上司・同僚等からの妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは複合的に生じることが多いため、一体的にハラスメントの未然防止を図るとともに、相談への迅速な対応を行います。

労働保険料等の適正な徴収のために

【目標】労働保険料収納率が前年度を上回る（平成28年度収納率 97.82%）

労働保険料の徴収については、事業主等に対し、納付督促時などあらゆる機会に、口座振替制度の利用促進及び期限内納付の徹底を図ります。労働保険未手続事業については、適正な保険料の申告・納付が行われるよう、事業主、事業主団体や労働保険事務組合に対する周知・広報に努め、対象事業場の把握及び加入指導による未手続事業の一掃に取り組みます。

労働保険適用事業場数及び労働保険料収納額・率の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
労働保険料収納額 （単位：百万円）	24,388	24,359	25,374	25,320	22,593
労働保険料収納率	95.96%	96.87%	97.26%	97.57%	97.82%
労災保険適用事業場数	36,055	36,472	37,000	37,359	37,690
雇用保険適用事業所数	28,807	29,213	29,663	30,100	30,553



着任のご挨拶

鹿児島労働局長
こばやし こう
小林 剛

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、鹿児島労働局長を拝命し、過日着任いたしました。何とぞ宜しくお願い致します。

さて、少子高齢社会が現実のものとして顕在化し、若年者層を中心とした就業者数の減少は、社会構造問題として、今後、女性及び高齢者のいっそうの社会的活躍、また、国民全体が、人生100年社会に向けての意識改革が求められています。さらに、従来のワークスタイルなどを見直し、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を推進していくこととされています。このため、労働行政の果たす役割は極めて大きいものと考えています。

鹿児島労働局管内の雇用情勢を見ますと、県内経済に持続的に好調な動きがみられ、有効求人倍率も、1.2%台後半となり、依然として全国平均を下回っている状況にあります。このところ、多くの業種において、特に中小企業における人手不足感が強まる傾向にあります。一般労働者一人当たりの年間総実労働時間や労働者一人平均年休取得率が全国ベースと比較し、それぞれ、前者では長く、後者では低く、また、休業4日以上の労働災害件数は高止まりするなど、労働条件にも多くの課題がみられます。他方、ワーク・ライフ・バランスの実現や、兼業・副業、テレワークなどの新たなワークスタイルの取組みも推進されるところです。

このような様々な行政課題を解決に向け、非正規を含めすべての労働者の安全かつ健康な労働環境の確保、人手不足の解消を含む雇用の確保・改善、女性の活躍促進、自己選択による人的能力の開発への環境整備を図ることが、鹿児島労働局の使命であると考えています。

平成30年度においては、人手不足対策の一環として、鹿児島公共職業安定所に「人材確保対策コーナー」を設置し、「働き方改革」では、各労働基準監督署に「労働時間相談・支援コーナー」、県内1か所に「働き方改革推進支援センター」をそれぞれ設置して、県内中小企業に対するきめ細かな相談等の対応を展開することとします。

これからも、これらの課題解決のためには、労働行政機関である鹿児島労働局とともに、鹿児島県や各市などとの連携のほか、皆様方のご理解とご協力がなくてはならないと考えていますので、引き続き、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

ここで、私の略歴を簡単に申し上げます。出身は、東京都中野区ではありますが、3代前は、両親ともに越前の福井です。地方勤務は、北海道と山形県という雪国でありました。

今回、南日本 鹿児島ということで、すでに、つつじやハナミズキが満開になるなど花に囲まれる生活を満喫し、鹿児島産の豊かな食文化に舌鼓しています。

また、明治維新150年に当たり、「西郷どん」をはじめ、鹿児島県の歴史文化などにも直に体感できたと思っています。

微力ではありますが、精一杯努めてまいりますので、会員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会のみならず、ご発展と会員の皆様のご繁栄を祈念しまして、着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局労働基準部長
たのうえ ひではる
田之上英治

新緑の候、公益社団法人鹿児島労働基準協会並びに会員の皆さまには、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

4月1日付けで労働基準部長に着任いたしました。よろしくお願い致します。

生まれば指宿市です。自宅は雪国、札幌市に構え、前任地の青森県では豊かな自然と旨い料理とお酒を楽しんでおりました。

鹿児島県においても、明治維新150周年という歴史文化に触れ、また、美味しい料理と焼酎など堪能したいと考えています。

これまでの勤務は厚生労働省労働基準局・安全衛生部のほか、北から北海道、南は長崎などの各労働局に勤務してまいりました。

鹿児島局におきましても、県民の皆さまが安心して安全に働ける労働環境の確保のため、働き過ぎ防止に向けた取組、最低賃金制度の適切な運営、労働災害防止、職場におけるメンタルヘルス対策や労災保険給付の迅速・公正な処理など、各課題に対し専心努力してまいりたいと考えております。貴協会及び各支部と連携のもと、労働局及び各労働基準監督署一丸となって労働基準行政を取り組んでまいりますので、貴協会と会員皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局職業安定部長
ひらやま まさひろ
平山 雅裕

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

4月1日付けをもちまして鹿児島労働局職業安定部長を拝命いたしました平山雅裕（ひらやま まさひろ）と申します。地方勤務は京都労働局での半年間の研修以来となりますので、新天地での期待とともに責任の重さをひしひしと感じております。これまで本省職業安定局総務課や雇用保険課において予算業務を担当してまいりました。ここ数年は直接、労働局とやりとりする場面は少なかったのですが、それ以前は、地域雇用対策や公共職業訓練関係の業務にも携わっておりましたので、これまでの経験を活かしつつ、微力ながら鹿児島県における労働行政に貢献できるよう努力してまいりたいと考えております。

私は東北の青森県青森市の出身で、地理も気候も鹿児島県とは正反対ではありますが、地元の方々とお話ししていると、どこことなく青森に似た雰囲気が感じられ、とても安心した気持ちになりました。

さて、全国的な景況は回復、拡大傾向にある中で、鹿児島労働局管内の景況におきましても、有効求人倍率が改善傾向で推移するなど、全体として持ち直している一方で、多くの業種において人手不足感が見られ、働き方改革の必要性が高まっております。

このような中においては、安定した仕事を探しておられる方々が、本人の希望に沿った就職を実現していただけるよう、正社員求人のさらなる確保、職業訓練の充実などの取組を推進するとともに、人手不足分野での求人充足の支援を強化するなど地域の関係団体等と緊密な連携を図りながら各種施策を展開してまいりたいと思います。

最後に、貴協会及び会員の皆様のご健勝とご発展を心からご祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室長
ひろたか ひろたか
東 博孝

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして、鹿児島労働局総務部労働保険徴収室長を拝命いたしました。何卒よろしくお願い申し上げます。

これまで、各労働基準監督署や鹿児島労働局において、労災補償業務や雇用環境・均等業務等に携わってまいりましたが、その間、会員の皆様方には、多大なるご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、労働保険制度は、労災保険給付や失業給付といったセーフティーネットの基盤であるとともに、労働行政の各種施策等を財政面から支える重要な役割を担っております。

また、厳しい行財政事情の下、労働保険制度の運営に当たっては、費用負担の公平の確保等の観点から労働者を雇用する全ての事業主の労働保険への加入と労働保険料等の確実な納付が、より一層求められているところです。

このような状況の中、もとより微力ではありますが、本県における労働保険制度の円滑な運営のため精一杯努力してまいりたいと存じますので、会員の皆様方の格別なご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働保険の年度更新に係る申告・納付は、来る6月1日（金）から7月10日（火）までとなっておりますので、ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局総務部総務課長
ほうまん たかし
宝満 隆

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、労働行政における各種の施策の推進にあたりましては、会員の皆様には一方ならぬご協力・ご理解を賜りまして、改めてお礼申し上げます。

この度、4月1日付をもちまして、総務部総務課総務企画官より、総務部総務課長を拝命致しました。

県内経済に緩やかな回復の動きがみられる中、鹿児島労働局は、平成30年度におきまして、働き方改革と女性活躍推進、多様な方々の雇用の安定の実現、安心して安全に働ける労働環境の確保、紛争の未然防止と早期解決を図るため、各種の施策を展開していくこととしています。

総務部、雇用環境・均等室、労働基準部、職業安定部及び各労働基準監督署・ハローワークが連携し、それぞれの専門性を十分発揮し、各施策が円滑かつ迅速に推進されることにより、労働行政が地域や県民の期待に応えられるよう、総務課は「縁の下力持ち」として尽力して参りたいと考えております。

今後とも会員の皆様におかれましては、労働行政に対して、これまで以上のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご繁栄を祈念しまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

平成29年の労働基準監督署における申告監督実施状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、県内の5つの労働基準監督署において、申告・相談に対して迅速・的確に対応し、その早期解決を図ることに努めています。

労働者は、労働基準法等の法律に基づいて、事業場において労働関係法令に違反する事実があるときは、その事実を労働基準監督署に申告し、是正のための措置をとるよう求めることができるとされています。

平成29年（1月～12月）に県下の労働基準監督署において対処した労働基準法等に基づく申告は、別表1のとおり185件で、うち124件（67.0%）で申告事項に関する違反が認められました。

申告事項ごとの違反では、別表2のとおり賃金不払いが最も多く96件、次いで解雇が14件でした。

平成28年と比較すると申告件数は36件減少しているものの、依然として厳しい経済情勢が続いており、人手不足が深刻化している中で、事業主の皆様方には、労働基準法を始めとする関係法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

別表1

業種別申告処理状況（平成29年1月～12月分）

鹿児島労働局

業 種		監事 督業 実場 施数	違反 業場 反数	違反数 業比 反率%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	6	4	66.7
	織 維 工 業	0	0	0.0
	衣服その他の繊維製品製造業	0	0	100.0
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	0	0	100.0
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	0	0	0.0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0.0
	印 刷 ・ 製 本 業	1	0	0.0
	化 学 工 業	1	1	100.0
	窯業土石製品製造業	1	0	0.0
	鉄 鋼 業	1	0	0.0
	非鉄金属製造業	0	0	0.0
	金 属 製 品 製 造 業	0	0	0.0
	一般機械器具製造業	0	0	0.0
	電気機械器具製造業	1	1	100.0
	輸送用機械等製造業	0	0	0.0
	電気・ガス・水道業	1	1	100.0
	そ の 他 の 製 造 業	2	0	0.0
小 計		14	7	50.0
鉱 業	石 炭 採 取 業	0	0	0.0
	土 石 採 取 業	0	0	0.0
	そ の 他 の 鉱 業	1	0	0.0
	小 計	1	0	0.0
建 設 業	土 木 工 事 業	8	5	62.5
	建 築 工 事 業	12	9	75.0
	そ の 他 の 建 設 業	9	5	55.6
	小 計	29	19	65.5
運 輸 交 通 業	鉄道・軌道・水運・航空業	0	0	0.0
	道路旅客運送業	4	4	100.0
	道路貨物運送業	14	10	71.4
	その他の運輸交通業	0	0	0.0
小 計		18	14	77.8
貨 物 取 扱 業	陸上貨物取扱業	0	0	0.0
	港 湾 運 送 業	0	0	0.0
	小 計	0	0	0.0
工 業 的 業 種 計		62	40	64.5
農 林 業	農 業	3	3	100.0
	林 業	1	1	100.0
	小 計	4	4	100.0
畜 産 ・ 水 産 業	畜 産 業	5	2	40.0
	水 産 業	0	0	0.0
	小 計	5	2	40.0
商 業	商 業	28	17	60.7
金融・広告業	金 融 ・ 広 告 業	0	0	0.0
映画・演劇業	映 画 ・ 演 劇 業	0	0	0.0
通信業	通 信 業	0	0	0.0
教育・研究業	教 育 ・ 研 究 業	11	9	81.8
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	11	4	36.4
	社 会 福 祉 施 設	19	11	57.9
	その他の保健衛生業	0	0	0.0
	小 計	30	15	50.0
接 客 娛 楽 業	旅 館 業	5	4	80.0
	飲 食 店	14	12	85.7
	その他の接客娯楽業	4	4	100.0
	小 計	23	20	87.0
清掃・と畜業	清 掃 ・ と 畜 業	7	6	85.7
官 公 署	官 公 署	0	0	0.0
そ の 他 の 事 業	派 遣 業	1	1	100.0
	そ の 他 の 事 業	14	10	71.4
	小 計	15	11	73.3
非 工 業 的 業 種 計		123	84	68.3
合 計		185	124	67.0

別表2

違反事項種別（平成29年1月～12月）

鹿児島労働局

主要事項別違反事業場数									
労働基準法			最低賃金法		労働安全衛生法			じん肺法	
均等 待遇	同男 一賃 金女	賃金 不払	解 雇	労働時間等 一 年 少 者 他	安 全	衛 生	そ の 他	じん 肺 法	
0	0	96	14	1	0	18	3	0	0

「人生100年時代」 “働き方改革の方向は”

鹿児島産業保健総合支援センター

産業保健相談員 徳 永 龍 子

（鹿児島純心女子大学名誉 教授）

■日本は今や「人生100年時代」と言われるほどの長寿国。健康寿命延伸や企業戦略となる従業員の健康に配慮した健康経営への取り組みも進み、働く意欲のある人には、現役期間が格段に長くなっている。加えて、昨今のビジネス環境はめまぐるしく変化する。企業にも労働者にも、将来の変化を見据えた継続的な自己変革とステップアップ、遅れる女性への格差賃金は正など多様な視点で取り込む柔軟性が求められる。そのため業種や年齢、性別、国の壁をも超えて、様々な人材活用の機運が高まっている。

■日本が少子高齢化による労働力不足を克服し、「一億総活躍社会」「働き方改革」を実現して、日本企業の持続的成長を図るには、全世代型の社会保障の構築や制度が画一的なために十分活躍できない人材の活用が必須となる。育児や介護など様々なライフステージの人、病気の人の治療と仕事の両立支援、障害者、高齢者も働きやすく、立場を問わず意欲や能力を発揮できる柔軟な働き方改革が強く望まれる。

■重要なキーワードは、P.Hドラッガーがいう人を最大の資産として生産性を向上する事だ。多様な労働者が何度も能力開発の教育を受けてチャレンジし、働き続けられる社会の創出が必須だ。また、一人の付加価値を生み出す生産性の向上が喫緊の課題だ。日本は生産性向上の取り組みの後れで、国民1人当たりの名目国内総生産（GDP）は2000年OECDで2位から2015年には20位に低下した。

■家族、近隣総出でした田植えは、機械を使えば女性、高齢者も1人でしているし、大規模化している。また人工知能（AI）が囲碁でプロ棋士を破るなどの領域認識能力や運動習熟能力を持って来ている。AIとロボットを組み合わせれば、近未来の日本社会の課題解決策とな

り得る。農業習熟ロボットがトマトの収穫もしている。さらに人手不足の休耕地を耕し、農薬を使わない害虫駆除をして収穫する事も夢ではない。AIやロボットの導入で生産コストを大幅に低減できた、農業・宿泊・介護分野、コンビニエンスストア、スーパー、外食産業など人員削減と業務効率化に成功事例も多い。AIには言葉のハンデはない。日本社会全体で未来像を共有し、先んじることでビジネス活用できる企業戦略にならないか。仕事を見直し、生産性の向上策が働き方改革の第一歩。その後に、罰則付きの残業上限の制度化、裁量労働制、同一労働同一賃金の導入ではないか。その実現は人にとり幸せな未来社会でなければならない。

■第2のキーワードは、「地産地消」のグローバル化。各国に生産拠点をもち、先端技術を駆使してコストを抑えながら消費者に近い場所で生産する。通商摩擦をさげ得意分野の鰹節製造工場をフランスに作った枕崎の企業が良い例である。しかし、日本企業には、いまだ外資への根強い抵抗感があり内向き志向である。その突破口が訪日外国人ブームだ。外国人が感動するものを、外国人の視点で考え企業化する。日本のように多国籍の食べ物を自国風にアレンジし美味しくした国は少ない。多様性への寛容力、問う力、困難に挑む力で、世界に寿司ブームが起こった事が良いグローバル「地産地消」の事例だろう。

■第3のキーワードは、「IoT」の進展による技術革新、その活用は産業構造や労働環境を激変させる。売れ行きに応じて在庫管理、生産量調整をして「自動仕入体制」をとった無印良品。コピーリース会社は使用枚数管理をしてインクが郵送で補充される。世界各地の設備を一括して操作し生産供給可能な会社もある。情報通信技術を活用して、生産性向上と競争力強化を政府の補助を受けて地方にサテライトオフィスなどのテレワーク環境を整備する地方創生による企業もあり、労働負担を軽減している。

■この技術革新の時代に企業が持続成長していくには、常に新しい発想を持ち、若手社員の登用や外部とも連携し新製品・サービスを継続的に生み出すネットワークとオープン・イノベーションも必要だ。

平成30年度 労働保険年度更新手続のお知らせ

鹿児島労働局労働保険徴収室

平成30年度の労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続は、
6月1日から7月10日までの間に行ってください。

- 年度更新申告書は6月1日前後にお手元にお届けできるように送付する予定です。
- 労働保険料等の算定方法は変わりません。（4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じた額となります。）賃金集計表（一括有期事業報告書等含む）の作成は、厚生労働省ホームページの年度更新申告書計算支援ツール（近日中に掲載予定）を利用すると便利です。
- 建設業で賃金総額を労務費率により算出する場合、平成27年度以降に開始された事業については、請負金額に消費税を含まないものとします。
- 年度更新業務（申告書の発送、審査等）の一部を民間事業者に外部委託することとしていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
- 労働保険料の納付は、金融機関をご利用ください。
- 電子政府の総合窓口（e-Gov）」からも電子申請による年度更新手続ができますので、ご利用ください。
- 申請することで、労働保険料・一般拠出金について、口座振替により納付することができます。
- 従業員の方の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）への届出が必要です。
- 平成30年4月1日より労災保険率が改定されました。
 - ・労災保険料率表は鹿児島労働局ホームページでご確認ください。
- 平成30年度の雇用保険料率は前年度から変更はありません。
 - ・雇用保険料率表は次のとおりです。

平成30年度 雇用保険料率表

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	②			①+② 雇用保険料率
		事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

- 年度更新説明会は実施いたしません。
- 下記日程にて申告書の集合受付を行いますので、最寄りの会場をご利用ください。

『労働保険料の申告・納付に関するお問い合わせは』

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室 電話099-223-8276

または最寄りの労働基準監督署まで

○鹿児島労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>○厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

労働保険年度更新申告書集合受付日程表

鹿児島労働基準監督署

鹿児島市薬師1-6-3 Tel 099-214-9175(音声案内①番)

月 日（曜日）	受付時間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月12日(火)	10：30～16：00	種子島合同庁舎（国）（第2会議室）	0997-22-1318
6月13日(水)	9：30～12：00	中種子町立中央公民館（小会議室）	0997-27-1111
6月15日(金)	10：30～15：00	南さつま市総合保健福祉センターふれあいかせだ（いにしへホール）	0993-53-2331
6月19日(火)	10：30～16：00	鹿児島総合卸商業団地協同組合 オロシティーホール（大会議室）	099-260-2111
6月21日(木)	13：30～16：00	屋久島離島開発総合センター（第1会議室）	0997-42-0100
6月22日(金)	10：00～12：00	屋久島町総合センター（大会議室）	0997-43-5900
6月27日(水)	10：30～16：00	かごしま県民交流センター（東棟4階 大研修室第4）	099-221-6600
6月28日(木)			
7月2日(月)	10：30～15：00	シーサイドガーデンさのさ（みさきの間）	0996-32-4177
7月4日(水)	10：30～15：00	指宿市民会館（大会議室）	0993-22-4105

川内労働基準監督署

薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎 Tel 0996-22-3225

月 日（曜日）	受付時間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月18日(月)	10：30～15：00	ホテルキング（2階バンケットホール）	0996-62-1511
6月28日(木)	10：30～15：00	宮之城ひまわり館（いきいき学習室）	0996-52-1123
7月3日(火)	10：30～15：00	薩摩川内市国際交流センター（2階会議室A・B）	0996-22-7741
7月4日(水)			

鹿屋労働基準監督署

鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎 Tel 0994-43-3385

月 日（曜日）	受付時間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月12日(火)	10：30～15：00	曾於市商工会大隅支所（2階大会議室）	099-482-1432
6月19日(火)	10：30～15：00	鹿屋合同庁舎（4階共用会議室）	0994-43-3385
6月20日(水)			
6月25日(月)	10：30～15：00	有明地区公民館（農村環境改善センター大会議室）	099-472-1111

加治木労働基準監督署

始良市加治木町新富町98-6 Tel 0995-63-2035

月 日（曜日）	受付時間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月14日(木)	10：30～15：00	伊佐市文化会館（小ホール）	0995-22-6320
6月22日(金)	10：30～15：00	栗野建設会館（2階会議室）	0995-74-2221
6月26日(火)	10：30～15：00	国分シビックセンター（多目的ホール）	0995-45-5111
6月29日(金)	10：00～15：00	始良市文化会館 加音ホール（会議室）	0995-62-6200

名瀬労働基準監督署

奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎 Tel 0997-52-0574

月 日（曜日）	受付時間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月7日(木)	10：30～17：00	徳之島合同庁舎（国）（2階会議室）	0997-82-1438
6月8日(金)	9：00～12：00		
6月13日(水)	13：30～16：00	せとうち物産館（2階会議室）	0997-72-4595
6月14日(木)	10：00～17：00	奄美文化センター（2階第1会議室）	0997-54-1211
6月15日(金)	9：30～12：00		
6月20日(水)	15：00～17：00	知名町中央公民館（2階会議室）	0997-93-2041
6月21日(木)	9：00～12：00	和泊町商工会（会議室）	0997-92-0148
6月26日(火)	15：00～17：00	与論町中央公民館（第3研修室）	0997-97-2079
7月5日(木)	9：00～12：00	喜界町中央公民館（団体室）	0997-65-0229

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

休日に能力向上目指し研修、賃金の支払い必要か

（Ｑ）当社は、土日が休日の完全週休二日制を実施しているのですが、各月の土曜日に2回、各従業員の業務のスキルアップを図るため、研修を行っています。研修は自由参加ですが、出欠状況を賞与額算定の考課基準に加えています。

研修日は無給なのですが、従業員側から、休日労働だから手当を払ってほしいとの要望がありました。研修は自由参加ですから労働日には該当しないと思うのですがどうなのでしょう。

労働時間に該当するので賃金の支払いが必要に

（Ａ）ご質問の内容によると、御社の研修は、所定休日である土曜日に、各従業員の自由参加という形式で研修内容は各従業員の業務のスキルアップを図るものということです。そして、研修に参加されなかった方については、賞与の考課で不利な取り扱いがなされているということです。

従業員への就業時間外の研修について、通達では、「労働者が使用者の実施する教育に参加することについて、就業規則上の制裁等の不利益取扱による出席の強制がなく自由参加のものであれば、時間外労働にはならない」としています（昭26・1・20 基収第2875号、平11・3・31 基発第168号）。

また、判例でも、会社が休日に従業員に対して行って

いた教養活動について、(1)参加するか否かが自由であった(2)参加を強要されていなかった(3)参加について出欠をとっておらず、また欠席を理由に不利益な取り扱いが行われなかった、ことを理由に、この教養活動は時間外労働ではないと判断したものがあります（八尾自動車興産事件 昭58・2・14 大阪地判）。

つまり、研修が業務でないと認められるためには、①参加するかどうか自由である②参加を強制されない③参加について出欠をとらず、欠席を理由に不利益な取り扱いがなされない、などが要件となっています。

ということは、逆に考えると、研修への参加が強要されていたり、または研修に参加しなかったことについて、何らかの不利益な取り扱いが行われるような場合には、その研修の受講は業務命令により、義務づけられていることになります。

そうなりますと、研修時間は労働時間ということになり、その時間に対して賃金を支払わなければならないこととなります。

ご質問の場合は、研修は自由参加となっていますが、研修への出欠状況は賞与査定額の考課基準になるということです。

そうしますと、御社の労働者は研修に欠席すると不利益な取り扱いを受けることになります。

さらに、研修内容も各従業員のスキルアップを図るものということですから、業務との関連も強いといえます。

したがって、御社の研修時間は、労働時間に該当すると考えられますので、その労働時間に対しては、賃金を支払うべきでしょう。

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター閉所のお知らせ

（公社）鹿児島県労働基準協会

本会は、鹿児島労働局長より委託を受けて平成28年4月より鹿児島県最低賃金総合相談支援センターを開設し、賃金引上げ等のため専門家による無料相談等のワン・ストップサービスを実施してまいりましたが、平成30年3月30日をもちまして本事業を完了致しましたのでお知らせ致します。

2年間で、約850件の労務、助成金等に関する相談を受け、適切なアドバイスを行い、概ね初期の目標を達成することができました。

関係機関、コーディネーターの方々のご協力に感謝申し上げます。閉所のあいさつと致します。

平成30年度における新規高等学校卒業生の採用に係る日程等について！

鹿児島労働局訓練室

【平成31年3月卒業生用の求人申込書の受付開始～】

◎高等学校卒業生対象 平成30年6月1日から

◎求人受理後の日程は

7月1日以降 企業へ受付済求人票の確認返却（学校への訪問開始並びに文書募集の開始）

9月5日以降 学校から企業へ生徒の応募書類提出開始

9月16日以降 選考開始及び内定開始

※学生・生徒にとって、就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものです。

事業主の皆様にとっても、長期的に企業活動を支える人材採用の重要な機会ですので、その年の採用計画については中長期的な人事計画等のもと、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状態等を十分見極めた上で、募集・採用計画を決定し、早期の求人提出をお勧めします。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成30年2月分】

県内有効求人倍率 1.27倍（前月比0.01P増）

全国有効求人倍率 1.58倍（前月比0.01P減）

県内正社員有効求人倍率 0.93倍（前年同月比0.16P増）

全国正社員有効求人倍率 1.11倍（前年同月比0.14P増）

※本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、平成30年2月の県内有効求人倍率は統計開始以来平成29年12月と並んで過去最高となり、22か月連続で1倍台を推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善傾向にあります。産業によって求人の増減にばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

各種助成金、活用していませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【建設事業主等に対する助成金】

●建設労働者確保育成助成金は、平成30年度から下記のとおり整理統合されます。（抜粋）

○若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース

→トライアル雇用助成金／若年・女性建設労働者トライアルコース

○雇用管理制度助成コース

→人材確保等支援助成金／雇用管理制度助成コース（建設分野）

○認定訓練コース

→人材開発支援助成金／建設労働者認定訓練コース

他のコースの整理統合先も含め、ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。

平成30年 業種別死傷災害発生状況（平成30年3月末速報値）

鹿児島労働局

	平成30年		平成29年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	305	3	360	2	-55	1
1 製造業	67	0	69	1	-2	-1
1 食料品製造業	35		38	1	-3	-1
4 木材・木製品製造業	5		4		1	
9 窯業・土石製品製造業	3		5		-2	
11～12 金属製品製造業	4		6		-2	
13～15 機械器具製造業	6		7		-1	
上記以外の製造業	14		9		5	
2 鉱業	0	0	1	0	-1	0
3 建設業	45	0	46	0	-1	0
1 土木工事業	18		20		-2	
2 建築工事業	23		16		7	
3 その他の建設業	4		10		-6	
4 運輸交通業	41	0	47	1	-6	-1
1 鉄道・航空機業	1		4	1	-3	-1
2 道路旅客運送業	4		5		-1	
3 道路貨物運送業	35		38		-3	
4 その他の運輸交通業	1		0		1	
5 貨物取扱業	8	0	8	0	0	0
1 陸上貨物取扱業	4		3		1	
2 港湾運送業	4		5		-1	
6 農林業	19	2	24	0	-5	2
1 農業	8	1	10		-2	1
2 林業	11	1	14		-3	1
7 畜産・水産業	13	0	16	0	-3	0
8 商業	35	0	38	0	-3	0
1 卸売業	2		3		-1	
2 小売業	28		30		-2	
3 理美容業	0		0			
4 その他の商業	5		5			
9 金融・広告業	3	0	8	0	-5	0
11 通信業	3	0	5	0	-2	0
12 教育・研究業	1	0	3	0	-2	0
13 保健衛生業	31	0	56	0	-25	0
1 医療保健業	12		13		-1	
2 社会福祉施設	16		42		-26	
3 その他の保健衛生業	3		1		2	
14 接客娯楽業	17	0	18	0	-1	0
1 旅館業	4		1		3	
2 飲食店	6		10		-4	
3 その他の接客娯楽業	7		7			
上記以外の事業	22	1	21	0	1	1
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	16	1	11		5	1
16 官公署	0		0			
17 その他の事業	6		10		-4	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	39	0	41	0	-2	0
第三次産業（8～17）	112	1	149	0	-37	1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上のある災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成29年 業種別死傷災害発生状況（確定値）

鹿児島労働局

	平成29年		平成28年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,961	21	1,985	20	-24	1
1 製造業	377	1	382	2	-5	-1
1 食料品製造業	236	1	235	1	1	
4 木材・木製品製造業	26		20		6	
9 窯業・土石製品製造業	19		15		4	
11～12 金属製品製造業	30		19		11	
13～15 機械器具製造業	21		28		-7	
上記以外の製造業	45		65	1	-20	-1
2 鉱業	6	0	5	0	1	0
3 建設業	312	8	314	4	-2	4
1 土木工事業	118	2	129	2	-11	
2 建築工事業	143	4	148	1	-5	3
3 その他の建設業	51	2	37	1	14	1
4 運輸交通業	189	4	211	2	-22	2
1 鉄道・航空機業	11	2	8		3	2
2 道路旅客運送業	16		27		-11	
3 道路貨物運送業	161	2	175	2	-14	
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	32	1	22	0	10	1
1 陸上貨物取扱業	10		10			
2 港湾運送業	22	1	12		10	1
6 農林業	103	1	100	5	3	-4
1 農業	55		43		12	
2 林業	48	1	57	5	-9	-4
7 畜産・水産業	104	2	84	1	20	1
8 商業	251	1	258	4	-7	-3
1 卸売業	39		37		2	
2 小売業	183	1	183	4		-3
3 理美容業	3		2		1	
4 その他の商業	26		36		-10	
9 金融・広告業	23	0	23	0	0	0
11 通信業	18	0	14	0	4	0
12 教育・研究業	20	0	19	0	1	0
13 保健衛生業	281	0	290	0	-9	0
1 医療保健業	109		111		-2	
2 社会福祉施設	166		176		-10	
3 その他の保健衛生業	6		3		3	
14 接客娯楽業	115	0	137	0	-22	0
1 旅館業	27		28		-1	
2 飲食店	60		73		-13	
3 その他の接客娯楽業	28		36		-8	
上記以外の事業	130	3	126	2	4	1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	70	2	67	1	3	1
16 官公署	0		1		-1	
17 その他の事業	60	1	58	1	2	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	171	2	185	2	-14	0
第三次産業（8～17）	838	4	867	6	-29	-2

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上のある災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの実施について

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

近年、進学率は趨勢的に上昇しており、長期休暇中と授業期間中の両方ともアルバイトで働く学生の割合が増加傾向にあります。また、学生のアルバイト時間も増加傾向にあるなど学生とアルバイトとの結びつきは強まっています。

学生アルバイトでは、学生の本分である学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な両立が求められていますが、学業に支障をきたすほどの労働を強いられるなど、いわゆるブラックバイトが社会問題となっています。

鹿児島労働局では、特に多くの新入生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までを「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンとして、若者相談コーナーの設置や周知・啓発活動を行っています。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン

- ・学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
- ・アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！
- ・アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- ・アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



実施期間 平成30年4月～7月

特に重点的に呼びかける事項

- ・アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

競輪補助事業完了のお知らせ

この度、平成29年度の競輪の補助金を受けて、以下の事業を完了いたしました。

本事業の実施により、安全性および精度の向上も見込まれ、肺がんや肺結核などの早期発見による予防を図り、鹿児島県の医療及び公衆衛生の向上に努めて参ります。

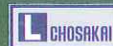
記

事業名 平成29年度検診車の整備補助事業
事業の内容 胸部X線デジタル検診車 1台
補助金額 21,500,000円
実施場所 鹿児島県鹿児島市東開町4-96
完了日 平成30年2月26日



公益社団法人鹿児島県労働基準協会
会長 諏訪 健 作

ビジネスセミナー「労働塾」



働き方改革 関連法が 実務に与える影響



講師
向井 蘭 弁護士
（杜若経営法律事務所）

～就業規則や書式はどのように対応するべきか～

働き方改革関連法が間もなく国会で成立しようとする所です。毎日のように働き方改革に関する報道がなされますが、では実務上働き方改革関連法により、具体的にいつ、どのように実務に影響を与えるのか、どのように対応したらよいかについては今のところ不明なままです。使用者側で労働問題に取り組む向井蘭弁護士に、働き方改革関連法の内容と今後の実務対応について解説いただきます。また、実務上影響を受けると予想される就業規則や書式についても実例を示しセミナーでご紹介いたします。

開催日 **2018年**
6月14日（木）
10:00～16:30

会場 **サンプラザ天文館 7階ホール**
鹿児島県鹿児島市東千石町 2-30 TEL.099-224-6639

《交通》 ◇【鹿児島市電】「天文館通」下車後徒歩3分

受講料 テキスト・昼食・お飲み物代込

一般の方	19,440 円
「労働基準広報」「先見労務管理」 「労働安全衛生広報」ご購入者様	14,040 円
「建設労務安全」ご購入者様および ビジネススクール会員様	16,200 円

※受講料は、消費税・昼食・お飲み物代を含みます。
※ビジネススクール会員様の割引価格は、受講者1名様のみ
の適用とさせていただきます。但し、ビジネススクール法
人会員様は3名様まで割引価格を適用させていただきます。

カリキュラム

1 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

- (1) 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法)
 - 法規制の特徴（法定休日労働に対する規制が甘い等）
 - 時間外労働の上限が与える実務上の影響
 - 対行政対応
 - 新法対応 36 協定書式
- (2) 企画業務型裁量労働制の対象業務への「課題解決型の開発提案業務」と「裁量的にPDC Aを回す業務」
- (3) 高度プロフェッショナル制度
- (4) 5日の年次有給休暇付与と使用者の管理簿作成義務
- (5) 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）について、中小企業への猶予措置の廃止及びその影響
- (6) 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

2 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

- (1) 不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
 - 今後の実務にどのような影響を与えるか、その対応
 - 想定される紛争、問題事例
 - 同一労働同一賃金ガイドライン案に対応した就業規則条項例
- (2) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
 - 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化
 - 説明義務の履行方法・書式例
- (3) 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）

※都合によりカリキュラム内容が一部変更になる場合があります。

主催 株式会社労働調査会 九州支社／共催 一般社団法人 日本労務研究会

ビジネスセミナー「労働塾」受講申込書

FAX.092-713-7064

2018

鹿児島開催「労働塾」

6月14日(木)

10:00~16:30

サンプラザ天文館
7階ホール

鹿児島県鹿児島市東千石町2-30 TEL.099-224-6639

【講師紹介】弁護士 向井 蘭 (むかい らん)

1975年生まれ

1997年 東北大学法学部卒業

2001年 司法試験合格

2003年 弁護士登録（第一東京弁護士会）

狩野祐光法律事務所（現 杜若経営法律事務所）

現在 杜若経営法律事務所 パートナー弁護士

一貫して使用者側で労働事件に取り組み、団体交渉、ストライキ等労働組合対応から解雇未払い残業代等の個別労使紛争まで取り扱う。2014年から上海に居住し、現在、中国労働法にも取り組む。リストラ、ストライキ対応を得意とする。マイツグループと共同出資により、上海マイツ蘭玉璽人材諮詢有限公司設立。現在、同社総経理。日系企業の労務問題の対応に当たる。

Podcastで、労働法の基礎やビジネスに関する法律の問題をわかりやすく解説する番組「社長は労働法をこう使え！」の配信を行っている。

事務所HP <http://www.labor-management.net/>メールマガジン登録 <http://www.labor-management.net/95/>Podcast配信登録 <https://itunes.apple.com/jp/podcast/xiang-jing-lanno-she-zhangha/id1027303928?mt=2>

◇下記で記入の上FAXにてお申込みください◇

申込日:2018年 月 日

御社名	(フリガナ)		セミナー申込書入手方法について ・調査会DM ・社労士会 ・その他()	
ご住所	(フリガナ) 〒 -			
TEL		FAX		
E-Mail	(よろしければメールアドレスをご記入ください)			
受講者名		所属部署・役職名		備考
(フリガナ)				
(フリガナ)				
(フリガナ)				

◇以下、何れかを丸で囲んでください◇

- ご購読中の弊社発行の定期銀行誌：労働基準広報 ・先見労務管理 ・労働安全衛生広報 ・建設労務安全 ・購読無し
●労働調査会ビジネススクール会員：個人会員 ・法人会員 ・非会員

通信欄

◇支払方法…受付後、受講券と請求書・振込用紙をお送りいたします。開催日前日までにお振込みください。

◆受講料の割引特典について◆

「労働基準広報」「先見労務管理」「労働安全衛生広報」購読者様は、税抜き価格から5,000円割引。「建設労務安全」購読者様およびビジネススクール会員様は、税抜き価格から3,000円割引。但し、労働調査会ビジネススクール法人会員様は、3名様まで、各々税抜き価格から3,000円割引いたします。

■キャンセルについてのご案内

お申し込み後のキャンセルは、テキスト・昼食・お飲み物等の準備の関係から **6月7日(木) までにご連絡ください。**
それを過ぎてのご欠席の場合、テキスト等関係資料をご送付し、受講料を申し受けます。

■個人情報の取扱いについて

お預かり致しました個人情報は、書籍・定期刊行誌や講習会、セミナー、ビデオのご案内等限られた目的で利用させていただき、情報の取扱いにつきましては適正な保護に努めます。

お問合せ先

株式会社労働調査会 九州支社/担当:藤木、末永

TEL.092-713-1772 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-9東晴天神ビル3階

ビジネスセミナー「労働塾」申込書 FAX.092-713-7064

平成30年6月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会

検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	【全科目者】 6/4～6/8	5/7～5/11	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 6/4～6/5		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	【全科目者】 6/25～6/29	5/28～6/1	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 6/25～6/26		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	玉 掛 け	5/7～5/11	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者
		5/28～6/1	【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	5/14～5/18	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 6/11～6/12		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	不整地運搬車運転	5/21～5/25	会員 34,480円 一般 35,480円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転(整地等又は解体用)技能講習修了者
	小型移動式クレーン運転	5/21～5/25	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
特別教育	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	5/21～5/25	会員 18,440円 一般 19,440円	
	クレーン運転	5/14～5/18	会員 16,770円 一般 20,010円	
	第二種衛生管理者試験準備講習	5/7～5/11	会員 15,336円 一般 18,576円	※会場がオロシティーホールとなります。
	安全衛生推進者養成講習	5/21～5/25	会員 12,284円 一般 13,284円	
その他	第一種衛生管理者試験準備講習	5/21～5/25	会員 20,520円 一般 23,760円	※会場がオロシティーホールとなります。

鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転技能講習	6/25～6/29	5/28～5/30	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
			【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。